

景観保全型広告整備地区

基本方針

学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区は、大阪近郊の良好な住宅地として発展してきた生駒市の北東部ゾーンにあり、近鉄奈良線の混雑緩和と、当該地区周辺の人口増加に伴う鉄道輸送力の増強を図るため建設が進められている、「けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅」を中心に、隣接する奈良市区域を含め鉄道、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地区画整理事業による面的整備が行われている。また、生駒市の総合計画や都市計画マスタープランに基づき、ゆとりある空間の中で商業・業務・住宅などの多様な機能を備え、周辺の自然環境と調和した土地の有効・高度利用を図っていく地区とされている。

このように本地区は、周辺の緑豊かな自然環境と調和しながら、新しい鉄道の開通による利便性の高い生活及び文化・交流拠点として「新しい市街地の創出」を行うものである。

このため、多様な生活機能を備えた、活力と風格のある新市街地の創出に向けて、周辺環境と調和した良好な屋外広告景観の形成を図る。

1. 広告景観づくりに関する基本構想

周辺の緑豊かな自然環境と調和しながら、新しい都市に相応しい、潤いと憩いのある生活空間を演出し、また、多くの人々が集う商業・業務集積地として、にぎわいと活力のなかに風格を感じさせる広告景観づくりを図る。

2. 広告景観づくりに関する基本事項

ア 落ち着いた風格のある中高層部の屋外広告物

美しく、統一感のある街並みとするため、控えめな大きさとシンプルなデザインによるものとし、街並みの輪郭を形づくる建築物の形状等を乱さない風格のある広告物の誘導を図る。

- 壁面につける看板（軒下広告物）は、建物と調和するよう、大きさや高さをそろえる。
- 建物の屋上に付ける看板（屋上広告物）は、自家用に限定し、建物の上端から突出することなく、建物の上端に沿わせるような横長の看板にする。ただし、B地区については、周辺区域からの眺望を阻害する屋上広告物は設置しない。
- 壁面に直接ペイントする看板や窓ガラスへの掲出を制限する。
- ネオンなどは点滅させない。
- 広告物の色については、できるだけ落ち着いた色とする。

イ 賑わいや活気のなかで優しさと整然とした街並みを感じさせる低層部の屋外広告物

人々の生活の拠点として、また、人々が集う交流の場として、賑わいと活気の中で、歩行者に圧迫感のないすっきりとした、コンパクトでわかりやすい、優しいデザインによる魅力ある広告物の誘導を図る。

- 建物の壁面などに付ける広告物、建物と調和するよう、大きさや高さをそろえる。
- 広告塔などは自家用のみとし、できるだけまとめて乱立しないようにする。
- 壁面に直接ペイントする看板や窓ガラスへの掲出を制限する。
- 電柱広告物、はり札、はり紙、立看板などは設置しない。
- ネオンなどは点滅させない。
- 広告物の色については、できるだけ落ち着いた色とする。

学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区における広告物等の表示の方法に関する事項

全 広 告 物	一般基準と の関連	全ての広告物（ただし、電柱広告物、はり札、はり紙、立て看板は除く）については、一般基準に加えて、「広告物等の表示の方法に関する事項」を適用するものとする。
	広告物の用 途	当該地区内に関する表示内容に限ること。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。
	照明	<ul style="list-style-type: none"> ● 点滅しないものに限ること。 ● 回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。 ● 動画等を表示するものは設置しないこと。（B地区） ● イルミネーション、ネオンサインの設置については、デザイン化を図り、建物と調和を図ること。（B地区）
	色彩	<p>地色については次の色とすること。</p> <p>白、ベージュ、その他これに近い淡色とし、各広告物の表示面積の10分の3以上確保すること。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グレー、茶、紺、黒を地色にするとき 2. 建物と広告物の調和が取れている場合 3. 壁の色と同等の場合 <p>ただし、B地区については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他これに近い淡色若しくは壁面と同色とすること。</p>
	位置	B地区については、地区計画で定める壁面後退ライン（1m）より突出して掲出しないこと。ただし、車両出庫に関する広告物を除く（道路境界を越えないこと）。

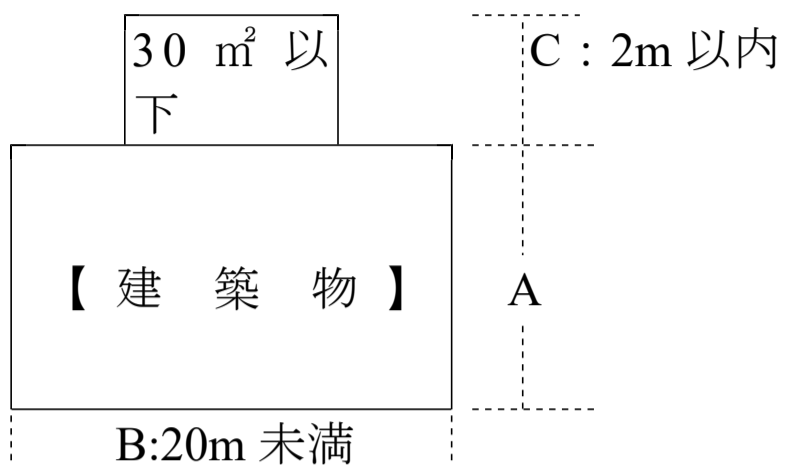
	A地区	B地区
--	-----	-----

屋 上 廣 告 物	<ul style="list-style-type: none"> ● 表示面積については、次の表に定める面積以下であること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物高さ / 建物の幅</th> <th colspan="2">建物高さ12m未満</th> <th colspan="2">建物の高さ12m以上</th> </tr> <tr> <th>1 広告物あたりの面積</th> <th>広告物の合計面積(各面あたり)</th> <th>1 広告物あたりの面積</th> <th>広告物の合計面積(各面あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m未満</td> <td>30㎡以下</td> <td>30㎡以下</td> <td>30㎡以下</td> <td>40㎡以下</td> </tr> <tr> <td>20m以上50m未満</td> <td>40㎡以下</td> <td>45㎡以下</td> <td>40㎡以下</td> <td>60㎡以下</td> </tr> <tr> <td>50m以上100m未満</td> <td>50㎡以下</td> <td>60㎡以下</td> <td>50㎡以下</td> <td>80㎡以下</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>60㎡以下</td> <td>90㎡以下</td> <td>60㎡以下</td> <td>120㎡以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ● 自家用のみとすること。 ● 切り文字形式とすること。 ● 広告物の高さは、建物の幅が50メートル未満の場合、建物の上端（ペントハウス等の突出部を含まない。）からの高さは2メートル以内とし、建物の幅が50メートル以上の場合は3メートル以内とすること。 	建物高さ / 建物の幅	建物高さ12m未満		建物の高さ12m以上		1 広告物あたりの面積	広告物の合計面積(各面あたり)	1 広告物あたりの面積	広告物の合計面積(各面あたり)	20m未満	30㎡以下	30㎡以下	30㎡以下	40㎡以下	20m以上50m未満	40㎡以下	45㎡以下	40㎡以下	60㎡以下	50m以上100m未満	50㎡以下	60㎡以下	50㎡以下	80㎡以下	100m以上	60㎡以下	90㎡以下	60㎡以下	120㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置しないこと。
	建物高さ / 建物の幅		建物高さ12m未満		建物の高さ12m以上																										
1 広告物あたりの面積		広告物の合計面積(各面あたり)	1 広告物あたりの面積	広告物の合計面積(各面あたり)																											
20m未満	30㎡以下	30㎡以下	30㎡以下	40㎡以下																											
20m以上50m未満	40㎡以下	45㎡以下	40㎡以下	60㎡以下																											
50m以上100m未満	50㎡以下	60㎡以下	50㎡以下	80㎡以下																											
100m以上	60㎡以下	90㎡以下	60㎡以下	120㎡以下																											

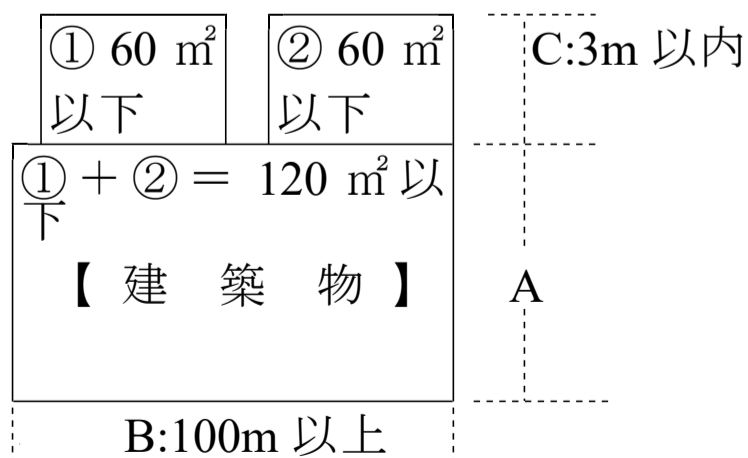
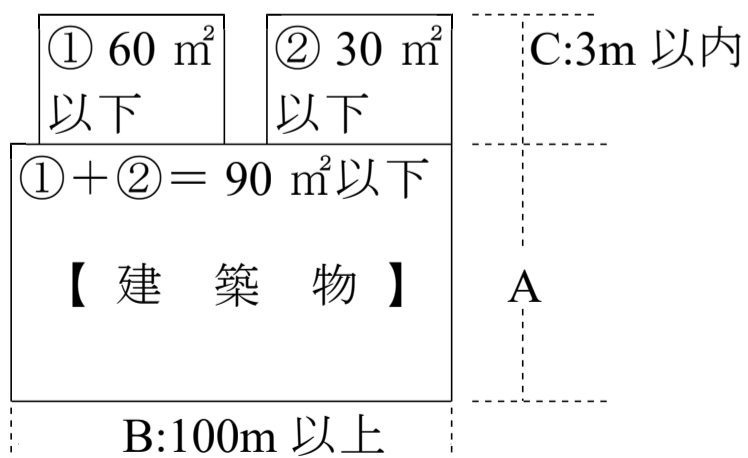
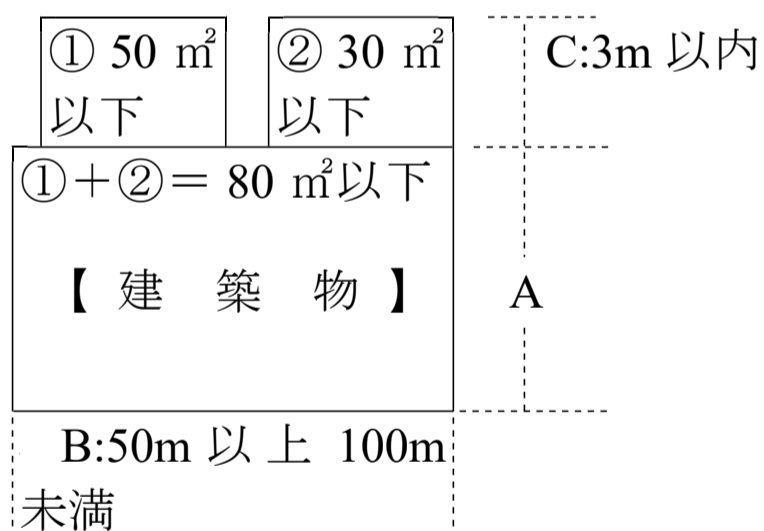
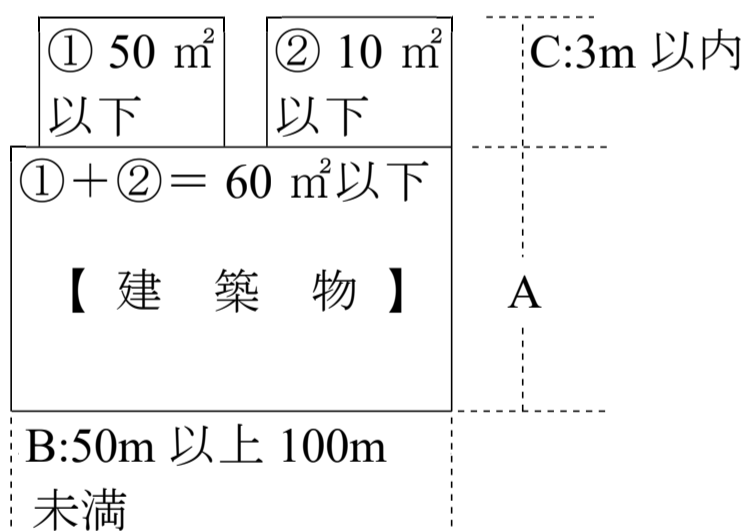
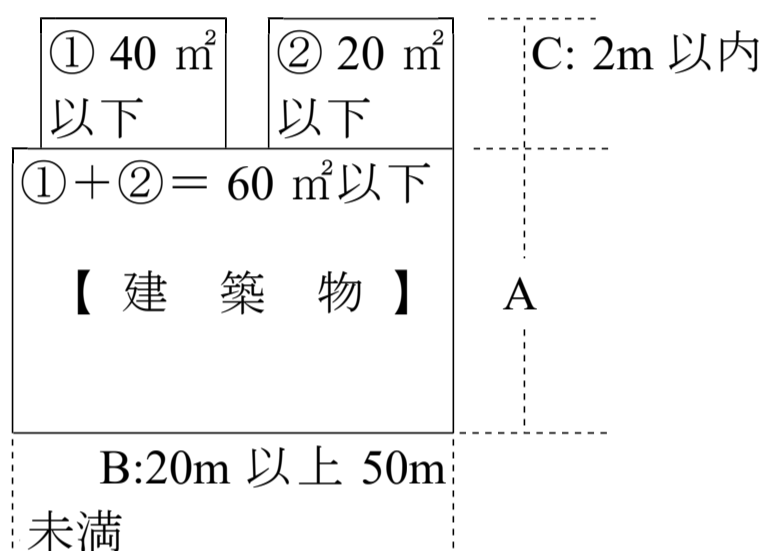
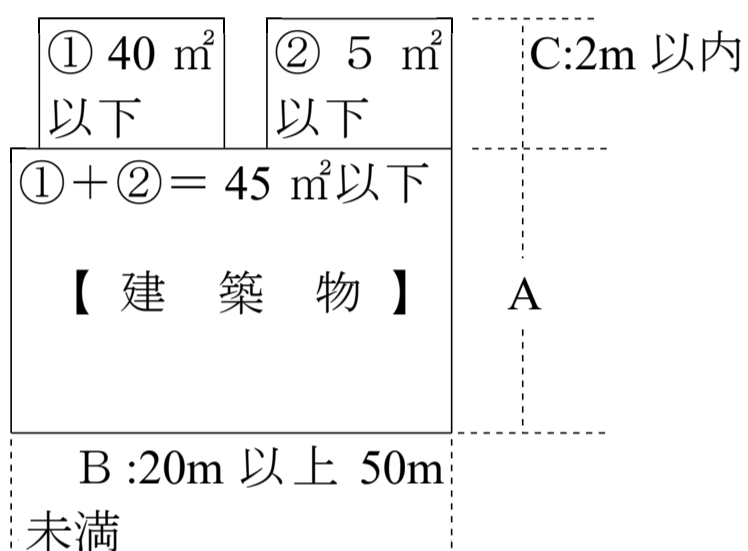
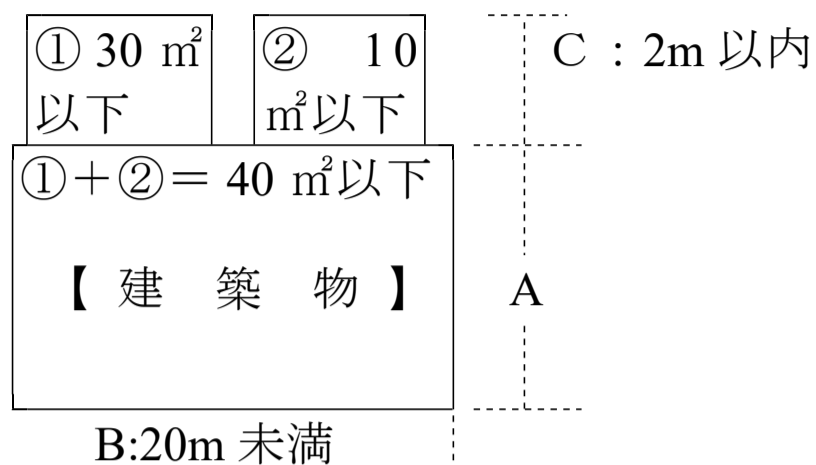
軒下広告物	全体	<p>広告物の高さは、建物の幅が50メートル未満の場合、建物の上端（ペントハウス等の突出部を含まない。）からの高さは2メートル以内とし、建物の幅が50メートル以上の場合は3メートル以内とすること。</p>	<p>できるだけ集合化しデザイン化を図ること。</p>
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 ● 4階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 ● 大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。 	
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連続性や統一感を持たせ、デザイン化を図ること。 ● 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。
塀垣広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 切り文字形式又は広告板を利用するものに限ること。 ● 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として設置しないこと。 	
広告塔	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家用以外の広告物については設置しないこと。 ● できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 ● 高さは8メートルまでとする。 ● 1基あたりの総表示面積は20㎡以下であって、かつ、1面の最高の面積は10㎡以下とする。 	
建植広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 自家用以外の広告物については設置しないこと。ただし、表示内容が当該地区内に関する案内を目的としたもので、5㎡以下のものは除く。 ● できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 ● 交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1基あたりの総表示面積は10㎡以下とする。 ● できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 ● 交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。 	
気球広告物 広告幕	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般基準を遵守すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● イベント時のみ掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。ただし、祭典、縁日、臨時興行、大売出しのほか、地区内の住宅販売等の一次的なものに限る。 	
アーチ広告物	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般基準を遵守すること。 		
電柱広告物 はり札 はり紙 立て看板	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置しないこと。 		

屋上広告物の面積規制について

【A（建物の高さ）：12 m未満】

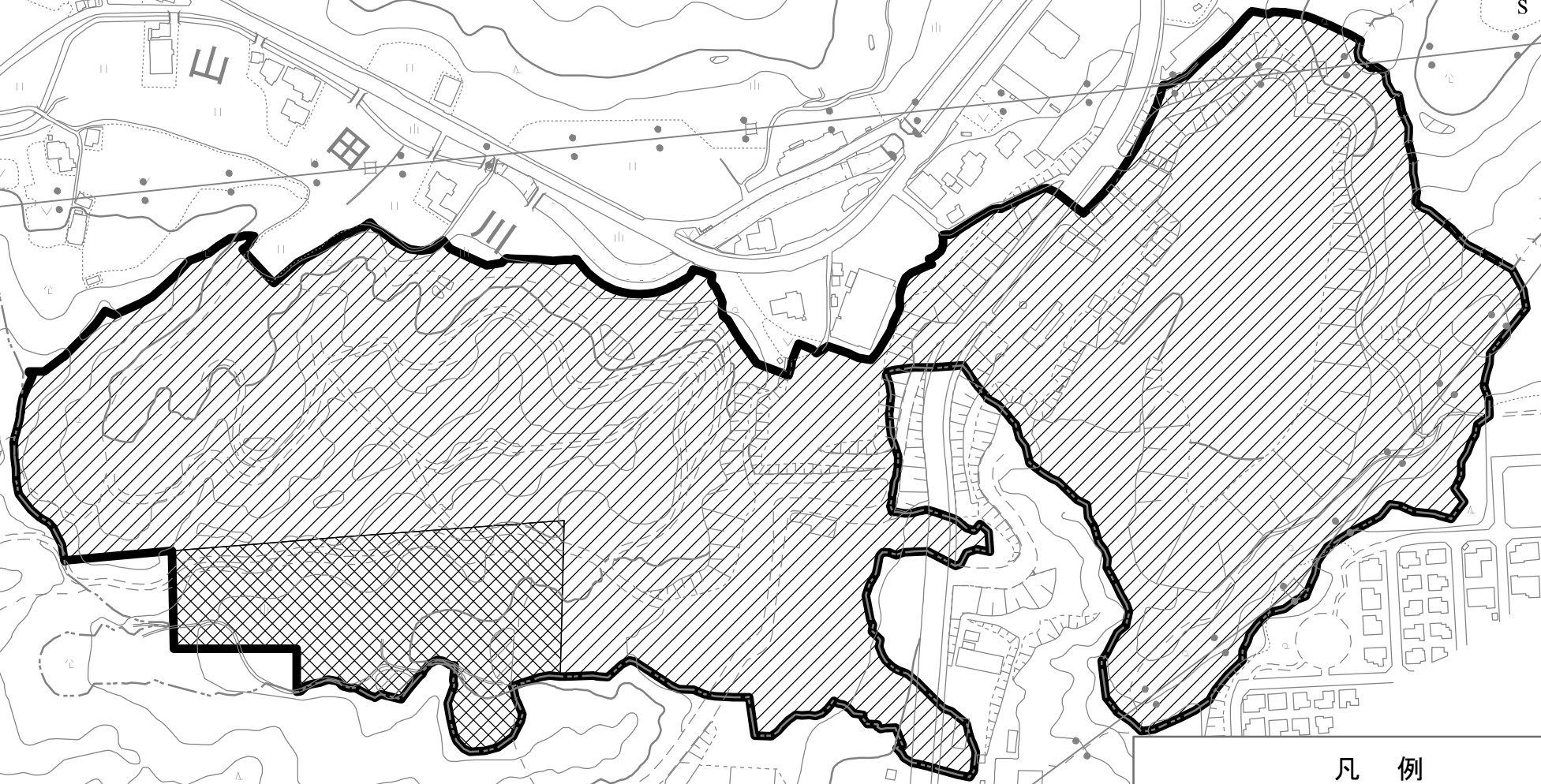
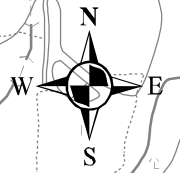


【A（建物の高さ）：12 m以上】



※注：B：建物の幅、C：建物の上端からの高さ

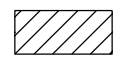
学研奈良登美ヶ丘駅周辺
景観保全型広告整備地区



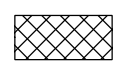
凡 例



景観保全型広告整備地区



A地区



B地区